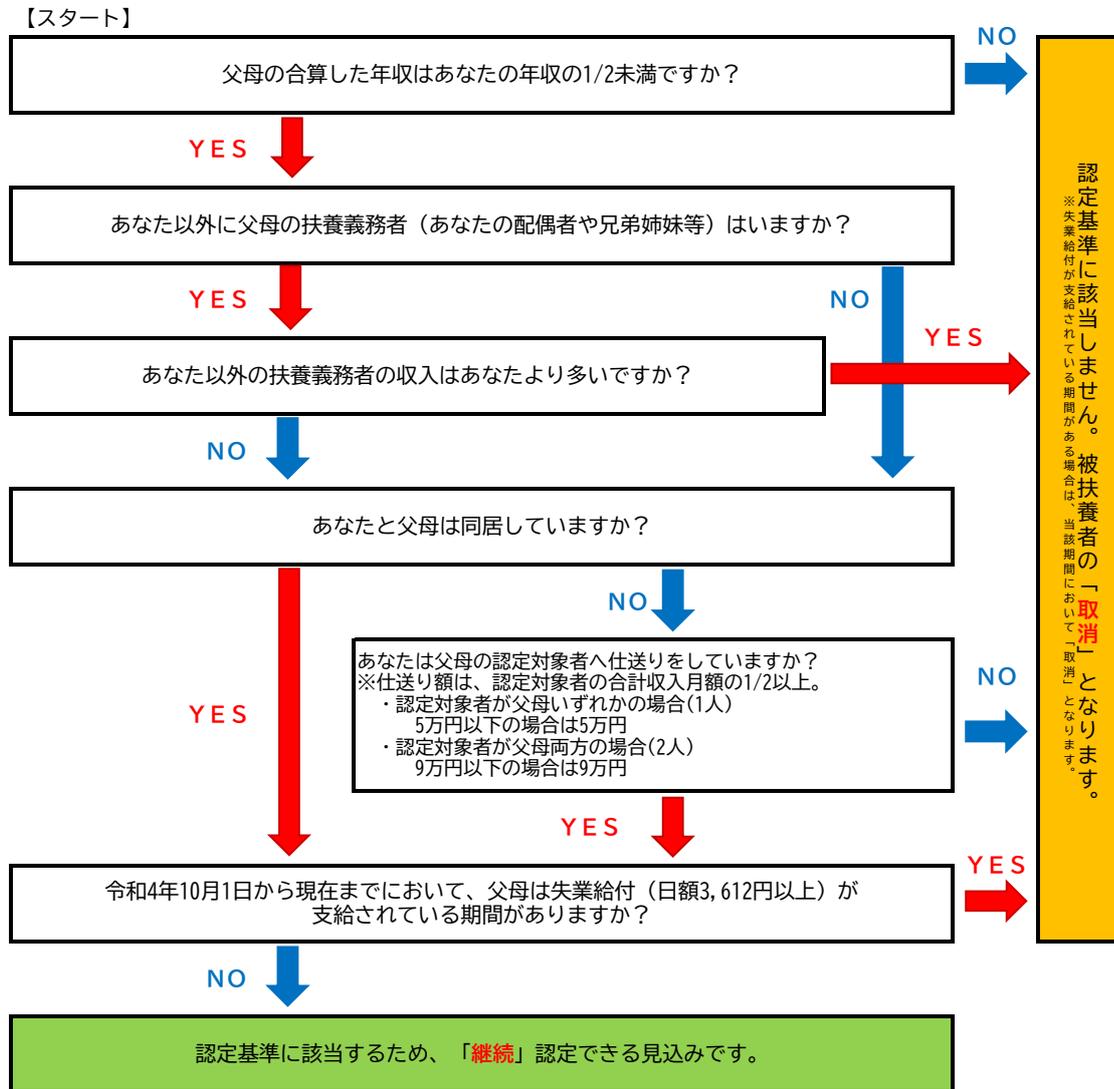


## みなし認定対象者に関するフローチャート

令和4年10月1日から被扶養者として認定している「父母」について、次のフローチャートに沿って父母の認定の可否をご確認いただき、**認定基準の該当・非該当に関わらず、必要書類をご提出ください。**



【必要提出書類】（父母どちらかが被扶養者になっている場合にも、父母両者の以下書類が必要となります。）

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者申告書 (申告事由欄の「ア b 取消」又は「ウ 被扶養者継続認定」のいずれかに○をご記入ください。)</li> <li>被扶養者に関する申立書</li> </ul>
その他収入がある組合員の方 (事業・不動産・配当等収入)	令和4年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し(青色申告決算書(写し))等
給与収入がある方 (パート、アルバイト)	給与支払証明書または令和4年分源泉徴収票の写し
年金収入がある方	最新の年金改定通知書の写しまたは年金支払通知書の写し
事業収入がある方	令和4年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し(青色申告決算書(写し))
失業給付を受給している方	雇用保険受給資格者証の写し(1面から4面)
別居している方	通帳の写し等(仕送り確認のため) (振込人である組合員の氏名又は送金先である父母の氏名が印字されているもの)

※1 個々の事例により、調査の過程でその他の書類を依頼することがあります。

また、扶養能力判断により認定できない場合があります。

※2 障害等のために扶養の認定を受けている場合は、身体障害者手帳(写)等を併せて添付願います。